

TAXAN データプロジェクタサポート2 保守サービス約款

この約款（以下「本契約」という）はお客様（以下「甲」という）が保有する、加賀コンポーネント株式会社（以下「乙」という）が製造、販売するプロジェクターに対して、乙が実施する保守サービスについて適用されます。

（目的）

第1条 乙は、乙が甲に販売するプロジェクターに対して、本契約の有効期間中、甲からの依頼に基づいて「加入者証」を発行し、保守サービスを実施するものとします。

（サービス対象機械）

第2条 本契約に基づき乙が実施する保守サービスは、別紙「保守サービス申込書」及び、「加入者証」に記載の製品番号が貼付されたプロジェクター機械本体（以下「対象機械」といいます。）に限られます。ただし、下記のものを含めません。

(1) ランプなどの消耗品部分

（ただし、ランプについては、購入後6ヶ月以内且つ500時間以内での故障については、保証いたします）

(2) ケーブルやリモコンなどの付属品

(3) データ、ソフト等

（保証）

第3条 甲が甲の保有する対象機械を使用するにあたり、乙は第4条（保守サービス内容）に定められた範囲において、甲の依頼に基づき、保守サービスを行いません。

（保守サービス内容）

第4条 乙が甲に提供する保守サービス内容については、下記の通りとします。

(1) 本契約期間中に日本国内で取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で対象機械に故障が生じた場合、乙の定める条件によって修理または補償します。

(2) 購入後1年間については、日本国内で火災・偶然な破損事故により対象機械に損害が生じた場合、乙の定める条件によって修理または補償します。2年目以降は有償修理となります。

(3) 前2項の保証の対象となる場合、甲が乙に対して修理代替機を要求した場合、乙は修理代替機を甲に送付します。

(4) 前3項の保証の対象となる場合、対象機械の乙への発送・返送および修理代替機の発送・返送にかかる費用につき乙が負担します。

（保証金額）

第5条 乙が負担すべき費用は、前条で定めた保守サービスに要する実費とします。

(甲からの対象機械の送付方法、代替機の返送方法)

第6条 甲から乙に対して送付される対象機械または代替機について、甲は乙所定の梱包材料および梱包方法に従って、乙に送付または返送するものとします。

(保証の請求権者)

第7条 保守サービスの保証の請求権者は加入者証に記載された対象機械の所有者とします。

(保証が受けられない場合)

第8条 次の各号に該当する場合は、甲は乙より保守サービスの保証は受けられません。

- (1) 加入者証に記載されていない対象機械の損害
- (2) 本契約期間を経過した後に生じた事故による損害
- (3) 乙の了解なく他社で修理された場合
- (4) 故意、重過失による損害
- (5) 第三者の加害行為による損害
- (6) 詐欺・横領による損害
- (7) 使用上の消耗、変質、さび、かび、変色等による損害
- (8) 使用上支障のない外観のキズ、症状のでない不良等
- (9) 地震、噴火、台風、津波等の天災による損害
- (10) 日本国外で生じた損害
- (11) 他の保険・サービスにより既に保守サービス保証の給付がなされている場合
- (12) 戦争・変乱・暴動によって生じた損害
- (13) 差押え、徴発、没収等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (14) 核燃料物質、放射能によって生じた損害
- (15) 商品を乙の了承を得ることなく加工・改造することにより生じた損害
- (16) 盗難・紛失・置忘れによる損害
- (17) 乙指定以外の消耗品使用によって生じた損害

(保守料金)

第9条 甲が乙に支払う保守サービスの料金および支払い方法につきましては、下記のとおりです。

ホームページに記載された機種ごとに設定された料金を、下記口座にお振り込みください。振込票の控えを以って領収書に変えさせていただきます。設定料金は、「対象機械」の設置状況によって異なります。天井吊下げにて設置する場合は、天井吊下げ料金をお振込みいただいた場合にのみ適用されます。尚、お支払いは1回限りで、毎年更新は不要です。

